

入札説明書等 新旧対照表 令和3年9月17日

頁は、入札説明書等 修正版のものを記載しています。

No	資料名	頁	章	節	(1)	ア	(ア)	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書	15	第4	4	(3)	イ	(イ)	一時支払金	一時支払金(A + B + C) 学校施設環境改善交付金 A 学校施設環境改善交付金相当額(720,000,000円) a 学校施設環境改善交付金対象経費相当額(1,770,668,000円) 起債 B 起債(交付金対象額分)(a - A) × 90% C 起債(単独分){ (起債対象となる設計・建設費 2の合計額) - a } × 75%	一時支払金(A + B) A 学校施設環境改善交付金対象経費(1,770,668,000円) $A = a_1 + a_2 + a_3$ a 1 学校施設環境改善交付金相当額 = 720,000,000円 a 2 起債(交付金対象額分) = (A - a 1) × 90% = 945,600,000円 a 3 その他 = A - a 1 - a 2 = 105,068,000円 B 学校施設環境改善交付金対象外経費 B = { (対象となる設計・建設費 2の合計額) - A } × 75%
2	入札説明書	15	第4	4	(3)	イ	(イ)	一時支払金	3 B及びCをそれぞれ10万円未満に切り捨てた後にAと合計	3 Bは10万円未満を切り捨てた後にAと合計
3	入札説明書	16	第4	4	(3)	イ	(イ)	一時支払金	なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価A 2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A 2に合わせて割賦手数料を調整する。	なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、合理的な範囲で市が負担する。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価A 2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A 2に合わせて割賦手数料を調整する。
4	要求水準書	8	第1	3	(6)	イ	(イ)	献立方式	(イ) 献立は、主食(御飯、パン、麺)、主菜(焼物、揚物、炒め物、煮物から1品)、汁物(スープ)、副菜(和え物、炒め物、煮物)から2品程度及びデザート等とする。	(イ) 献立は、主食(御飯、パン、麺)、主菜(焼物、揚物、炒め物、煮物から1品)、汁物(スープ)、副菜(和え物、揚物、炒め物、煮物)から2品程度及びデザート等とする。
5	要求水準書	18	第2	2	(5)	イ	(ア)	申請等	(ア) 事業者は、施設整備業務に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。	(ア) 事業者は、施設整備業務に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。なお、地目変更及び敷地の合筆についても各種申請と併せて実施すること。
6	事業契約書(案)							鑑文 4.契約金額	4.契約金額 金 円に物価変動による増減額及び消費税を加算した額の範囲内	4.契約金額 金 円に物価変動、金利変動及び提供給食数等の変動による増減額及び消費税を加算した額の範囲内

No	資料名	頁	章	節	(1)	ア	(7)	項目名	修正前	修正後
7	事業契約書(案)	6、7	19	14				第19条(契約保証金)	<p>14 事業者は、第4項又は第11項に基づく履行保証保険契約について、複数の保険を付保することができる。また、保険期間は本事業契約締結日から維持管理・運営期間の終了日までとし、複数の保険を付保する場合にはかかる保険期間に空白期間が生じないようにする。なお、事業者は、維持管理・運営期間中において、事業年度毎に更新することにより付保することができる。</p>	<p>14 事業者は、自ら又は構成企業若しくは協力企業をして、第4項又は第11項に基づく履行保証保険契約について、次の各号を充足することを条件として、複数の保険を付保することができる。なお、維持管理・運営期間中については、事業年度毎に保険を更新する方法によることもできるものとする。</p> <p>(1) 各保険を総合すると、保険期間が本事業契約締結日から維持管理・運営期間の終了日までになること。</p> <p>(2) 保険期間に空白期間が生じないこと。</p> <p>(3) 各保険を総合することにより、本件業務の全てが保険の対象となること。</p> <p>(4) 各保険を、別紙4-1の「1.サービス対価の構成」、「表 サービス対価の構成」、「構成される費用の内容」に記載された個別の業務毎に付保することも認めるが、その場合、各保険の保険金額は第1項各号に定める保証金額のうち当該個別業務に対応する金額以上とすること。</p> <p>(5) 各保険金額の合計額は、第1項各号に定める保証金額の合計額以上とすること。</p>
8	事業契約書(案)	31	77	6				第77条(事業者の債務不履行等による契約の解除)	<p>(6) 維持管理・運営業務に関連して重大な食中毒等が発生し、死者、重症者又は多数の軽症者が出た場合、若しくは構成企業、協力企業又は請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合。ただし、当該構成企業、協力企業又は請負人等がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合においては、この限りでない。</p>	<p>(6) 維持管理・運営業務に関連して重大な食中毒等が発生し、死者、重症者又は多数の軽症者が出た場合、若しくは構成企業、協力企業又は請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じ、本件事業に具体的な悪影響を与えた場合。ただし、当該構成企業、協力企業又は請負人等がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合においては、この限りでない。</p>
9	事業契約書(案)	52						別紙4-1(サービス対価の基本的な考え方)	<p>表 サービス対価の構成 サービス対価A その他費用 建中金利、融資組成手数料、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等</p>	<p>表 サービス対価の構成 サービス対価A その他費用 建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等設計・建設に関する初期費用と認められる費用等</p>
10	事業契約書(案)	53						別紙4-1(サービス対価の基本的な考え方)	<p>サービス対価A1 事業者は、市へ本件施設を引き渡した後、速やかに請求書を市に対して提出すること。市は、当該請求書受領後30日以内にサービス対価A1(〔 〕円)を、事業者に支払うものとする。 ただし、サービス対価A1が変更となった場合、サービス対価A2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A2に合わせて割賦手数料を調整する。また、サービス対価A1に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担する。</p>	<p>サービス対価A1 事業者は、市へ本件施設を引き渡した後、速やかに請求書を市に対して提出すること。市は、当該請求書受領後30日以内にサービス対価A1(〔 〕円)を、事業者に支払うものとする。 ただし、サービス対価A1が変更となった場合、サービス対価A2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A2に合わせて割賦手数料を調整する。また、サービス対価A1に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、市がその追加費用を合理的な範囲で負担する。</p>

No	資料名	頁	章	節	(1)	ア	(7)	項目名	修正前	修正後
11	事業契約書(案)	53						別紙4-1(サービス対価の基本的な考え方)	<p>サービス対価A2 サービス対価A2は、サービス対価Aから上記サービス対価A1を除いた額(〔 〕円)とし、本件施設の引き渡し後から本件事業期間の終了までの間、割賦方式にて支払う。 初年度は、1回目として本件施設の引き渡し日の翌日～12月31日分、2回目として令和7年1月1日～3月31日分を支払い、以降四半期ごと(4月1日～6月30日分、7月1日～9月30日分、10月1日～12月31日分、1月1日～3月31日分)に合計58回払いとする。 事業者は、年4回(4月、7月、10月、1月)、請求書を市に提出すること。市は、当該請求書受領後30日以内に事業者に支払いを行うものとする。</p>	<p>サービス対価A2 サービス対価A2は、サービス対価Aから上記サービス対価A1を除いた額(〔 〕円)とし、本件施設の引き渡し後から本件事業期間の終了までの間、割賦方式にて支払う。 初年度は、1回目として本件施設の引き渡し日の翌日～12月31日分、2回目として令和7年1月1日～3月31日分を支払い、以降四半期ごと(4月1日～6月30日分、7月1日～9月30日分、10月1日～12月31日分、1月1日～3月31日分)に合計58回払いとする。 事業者は、年4回(4月、7月、10月、1月)、請求書を市に提出すること。市は、当該請求書受領後30日以内に事業者に支払いを行うものとする。 ただし、サービス対価A2のうち割賦元本の消費税相当額については、サービス対価A1の支払い時に消費税相当額として一括して事業者に支払う。</p>
12	事業契約書(案)	54						別紙4-1(サービス対価の基本的な考え方)	<p>(2) サービス対価B 事業者は、市のモニタリング結果の通知を受けたときは、速やかに対象となる四半期に相当する請求書を市に提出すること。市は、当該請求書受領後30日以内にサービス対価B(〔 〕円)を、事業者に支払うものとする。 初年度は、1回目として本件施設の供用開始日～12月31日分、2回目として令和7年1月1日～3月31日分を支払い、以降四半期ごと(4月1日～6月30日分、7月1日～9月30日分、10月1日～12月31日分、1月1日～3月31日分)に合計58回払いとする。</p>	<p>(2) サービス対価B 事業者は、市のモニタリング結果の通知を受けたときは、速やかに対象となる四半期に相当する請求書を市に提出すること。市は、当該請求書受領後30日以内にサービス対価Bを、事業者に支払うものとする。 初年度は、1回目として本件施設の供用開始日～12月31日分、2回目として令和7年1月1日～3月31日分を支払い、以降四半期ごと(4月1日～6月30日分、7月1日～9月30日分、10月1日～12月31日分、1月1日～3月31日分)に合計58回払いとする。</p>
13	事業契約書(案)	55						別紙4-1(サービス対価の基本的な考え方)	<p>(3) 提供日数の見直し 市は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間の給食の提供日数が170日以上200日以下とならない場合は、それを超える(もしくは下回る)日数については、以下の通りに見直しを行う。</p>	<p>(3) 提供日数の見直し 市は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間の給食の提供日数が170日以上200日以下とならない場合は、それを超える(もしくは下回る)日数については、以下の通りに見直しを行う。ただし、サービス対価Bの支払いの加算又は減算の対象とすることが合理的でない費用については、加算又は減算の対象外とする。</p>
14	事業契約書(案)	55						別紙4-1(サービス対価の基本的な考え方)	<p>(3) 提供日数の見直し 表 提供日数の見直し方法 見直し方法 見直し料金を翌年度の1月～3月のサービス対価Bの支払いに加算 見直し料金を翌年度の1月～3月のサービス対価Bの支払いから減算</p>	<p>(3) 提供日数の見直し 表 提供日数の見直し方法 見直し方法 見直し料金を当該年度の1月～3月のサービス対価Bの支払いに加算 見直し料金を当該年度の1月～3月のサービス対価Bの支払いから減算</p>
15	事業契約書(案)	55						別紙4-1(サービス対価の基本的な考え方)	<p>(3) 提供日数の見直し 令和6年9月の開業から令和7年3月31日は、対象から除く。</p>	<p>(3) 提供日数の見直し 令和6年9月の開業から令和7年3月31日は、対象から除く。 当該年度内で見直し料金の調整が困難な場合は、市と事業者で協議を行い、支払い時期を定める。</p>